

約 款

追加型証券投資信託
[公社債投信1月号] 約 款

運用の基本方針

約款第18条に規定する運用の基本方針は、次のとおりとします。

1 . 基本方針

この投資信託は、公社債A号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建の公社債への投資により、安定した収益の確保をめざした運用を行ないます。

2 . 運用方法

(1) 投資対象

公社債A号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建の公社債を投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債A号マザーファンド受益証券ならびにわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行ないます。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。

(3) 投資制限

有価証券先物取引等の運用指図等は、第18条の3の規定の範囲で行ないます。

スワップ取引の運用指図等は、第18条の3の2の規定の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 . 収益分配方針

決算時に、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を分配します。

追加型証券投資信託
[公社債投信1月号] 約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とする。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人にに対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

<信託の目的と金額及び限度額>

第2条 委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金298百万円を信託し、受託者は、これを引き受ける。

委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、委託者が追加信託を行なったときは、受託者は、書面をもってその受入れを証するものとする。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができる。

<信託期間>

第3条 この信託の期間は、この信託契約（以下「契約」という。）の締結の日から、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項又は第42条第2項の規定による解約の日までとする。

<当初の受益者>

第4条 この信託の信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<募集の方法>

第4条の2 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行ないます。

<受益権の分割>

第5条 委託者は、第2条の信託によって生じた受益権を298百万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割する。

<追加信託の価額および基準価額の計算方法>

第6条 追加信託は、第28条に規定する計算期間終了の翌日に行なうものとし、追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。ただし、信託財産に属する有価証券からは、受入担保金代用有価証券を除きます。）を計算における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額の計算に際し、取引所に上場されている有価証券については、計算日の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）によって評価し、取引所に上場されていない有価証券については、償還価額と発行価額との

差額のうち、取得日から償還日までの期間に対応する金額を経過差益として日割計上します。前項の規定にかかわらず、平成13年4月以降に到来する決算日の翌日以降、この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第18条の6に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 受益権の平等 >

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはない。

< 受益権の帰属と受益証券の不発行 >

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

< 受益権の設定にかかる受託者の通知 >

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

< 受益権の申込単位および価額 >

第10条 指定販売会社は、第5条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口単位を

もって募集の取扱いをするものとします。

指定販売会社は、前項の規定にかかわらず、別に定める自動継続投資約款、勤労者財産形成貯蓄約款、勤労者財産形成年金貯蓄約款または勤労者財産形成住宅貯蓄約款に基づく契約（以下「別に定める契約」という。）を結んだ取得申込者については、1口の整数倍をもって受益権の募集の取扱いをすることができます。

第1項および第2項の受益権の価額は、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第1項および第2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第11条（削除）

<受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条（削除）

第15条（削除）

第16条（削除）

第17条（削除）

<運用の指図範囲等>

第18条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された公社債A号マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものにより運用

することの指図ができます。なお、委託者は、信託財産の運用にあたって別に定める基本方針にしたがって、安定した収益の確保をめざして安定運用を行なうよう、その指図を行なうことができます。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国又は外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号乃至第4号の証券および第6号の証券のうち第1号乃至第4号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

<受託者の自己または利害関係人等との取引>

第18条の1の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第18条の4第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。
前項の取扱いは、第18条の3から第18条の3の3、第18条の6、第19条から第20条の2における委託者の指図による取引についても同様とします。

<投資する公社債の範囲>

第18条の2 委託者が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する本邦通貨表示の公社債については、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

第18条の3 委託者は、信託財産が運用対象とする邦貨建公社債の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における国債証券とみなされる標準物にかかる先物取引、外国国債証券とみなされる標準物にかかる先物取引ならびに外国の市場における公社債にかかる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとする(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」という。)の時価総額の範囲内とする。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金

の範囲内とする。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。なお、現物オプション取引は預金に限るものとする。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」という。）の時価総額の範囲内とする。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに余裕金の範囲内とする。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

第18条の3の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」という。）を行なうことの指図をすることができる。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとする。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではない。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとする。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとする。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとする。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとする。

<有価証券の貸付けの指図および範囲>

第18条の3の3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項の範囲内で貸付けの指図をすることができる。

公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとする。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとする。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとする。

<デリバティブ取引等に係る投資制限>

第18条の3の4 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第18条の3の5 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポートレーヤーおよびデリバティブ等エクスポートレーヤーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<信託業務の委託等>

第18条の4 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第18条の5 削除(§63.9.2)

<公社債の借入れ>

第18条の6 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができる。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとする。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とする。信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとする。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁する。

第18条の7 (削除)

<有価証券の売却に関する指図>

第19条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却に関し、一切の指図を行なう。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第19条の2 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができる。

<再投資の指図>

第20条 委託者は、前条の規定による売却代金並びに有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図を行なう。

<資金の借入れ>

第20条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができる。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとする。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とする。

1.一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

2.一部解約金の支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3.借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとする。

借入金の利息は信託財産中より支弁する。

<損益の帰属>

第21条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属する。

<受託者の資金立替え>

第22条 信託財産に属する有価証券に関し、借替えがある場合において委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができる。

信託終了日までに金額の見積りうる取立未収入金があるときは、受託者は、これを立て替え、信託財産に繰り入れることができる。

前2項の場合における立替金の決済及び利息については、受託者が委託者と協議の上、別にこれを定める。

<混藏寄託>

第22条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとします。

第22条の3（削除）

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

<信託事務の諸費用および監査報酬>

第24条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬にかかる消費税等に相当する金額及び受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」という。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁する。

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第25条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に第2項で計算される年当りの率(以下、「信託報酬率」という。)を乗じて得た額とする。信託報酬率は、当該計算日までの3ヶ月間の基準価額の年換算收益率に100分の12.3810を乗じて10,000分の25.1190を加えた率とする。ただし、当該計算による信託報酬率が、10,000分の117.98を上回る場合には前項に用いる信託報酬率は年10,000分の117.98とし、年換算收益率を上回る場合には当該計算で得られる率以内の別に定める率とする。

前項における年換算收益率の計算には、当該3ヶ月間において支払われた分配金を加えた基準価額を用いるものとする。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定める。

<収益の分配方法>

第26条 每計算期間の末日における収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本の額(1万口あたり1万円とする。以下同じ。)を超過する額は、その全額を収益分配金として計上する。

<追加信託金および一部解約金の計理処理>

第27条 委託者は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上する。

委託者は、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上する。

<信託の計算期間>

第28条 この信託の計算期間は、毎年1月20日から翌年1月19日までとする。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」という。)もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとする。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とする。

<信託財産に関する報告>

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出する。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出する。

<収益分配金の支払時期>

第30条 収益分配金は、毎計算期間終了日後10日以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。)に支払います。なお、平成19年1月4日以後においても、第34条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

< 償還金、一部解約金、および反対者の買取金の支払時期 >

第31条 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金ならびに第42条の3にかかる受益権の買取金（以下「反対者の買取金」という。）は、第36条第1項および第42条の3第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

< 支払場所 >

第32条 収益分配金、償還金、一部解約金、および反対者の買取金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

< 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 >

第33条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌日に、償還金については受益者に対する支払開始前に、一部解約金については第31条第2項に規定する支払日にその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

< 収益分配金および償還金の時効 >

第34条 受益者が、収益分配金については、第30条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第31条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

< 受益権の買取り >

第35条 指定販売会社は、受益者の請求があるときは、指定販売会社が定める単位をもってその受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込を受けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額および第36条第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する金額との合計額を控除した価額とします。

受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確定な受益証券をもって行なうものとします。

指定販売会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の一部解約>

第36条 受益者(前条の指定販売会社を含む。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

指定販売会社は、受益者が第1項の一部解約の実行の請求をしたときは、一部解約金から次の各号に定める区分に応じた手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を控除します。

1. 受益者が平成13年4月19日以前に取得した受益権の一部解約を行なう場合……1万口につき100円

2. 受益者が平成13年4月20日以降に取得した受益権の一部解約を行なう場合……1万口につき25円以内の額で、受益者が受益権を取得した指定販売会社毎に別に定めた額

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして当該基準価額から第4項により計算された控除額を控除した価額とします。

<受益権の売却>

第37条 指定販売会社は、自己に帰属する受益権について、1万口またはその整数倍をもって、これを取得申込者に対し、取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める契約にかかる場合においては、1口の整数倍によることができます。

<質権口記載または記録の受益権の取り扱い>

第37条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

第38条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができる。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出る。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載

した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわないものとする。前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記する。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしないものとする。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付する。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわないものとする。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しない。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第39条 委託者は、監督官庁からこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させる。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の2の規定にしたがう。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の2第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い>

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがある。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せることができる。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の2の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第42条の2 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出る。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわないものとする。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記する。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしないものとする。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付する。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわないものとする。

<反対者の買取請求権>

第42条の3 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の場合における受益権の買取価額は、その買取りの申込みを受けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額ならびに第36条第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等を控除した価額とします。

委託者は、受託者が第1項の請求を受けた場合には、請求の受付日に当該請求にかかる受益権について信託の一部を解約し、受託者は当該一部解約金で反対者の買取金を支弁するものとします。

受益者は、第1項の請求をするときは、受益権をもって行なうものとします。

受託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、第1項による請求の受け入れを中止することができます。当該請求の受け入れが中止された場合には、受益者は第1項の規定に基づく請求の受け入れ以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、当該受益者がその請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受け入れ解除した後の最初の基準価額の計算日に第1項の規定に基づく請求を受けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

<公告>

第43条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>
前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<約款の解釈>

第44条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者及び受託者の協議により定める。

(付則)

第1条 昭和57年9月13日変更にかかる経過措置

第25条、第35条第2項及び第36条第2項の規定変更は昭和57年10月20日以降、新たに始まる計算期間から適用し、当該計算期間が開始するまでは、なお従前の例による。

第2条 別に定める勤労者財産形成貯蓄約款にしたがって契約を結んだ受益者が、昭和63年4月1日以降昭和63年9月30日までの間に別に定める勤労者財産形成年金貯蓄約款並びに勤労者財産形成住宅貯蓄約款に基づく契約にかかる金銭の払込みに充てるため、昭和63年3月31日現在の残高の全部又は一部を解約する場合には、基準価額から控除される手数料はその受益者の負担にならないよう取扱う。

第3条 削除(H.9.3.17)

第4条 変更後の第35条第2項および第36条第3項の規定は、平成9年3月27日以降の買取りおよび一部解

約の実行の請求受付分より適用する。

- 第5条 この約款において「自動継続投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動継続投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第6条 第27条第2項に規定する「個別元本」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については1万口あたり1万円）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとします。
- 第7条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

昭和46年1月20日

東京都中央区日本橋1丁目17番10号
委託者 太陽投信委託株式会社

大阪市中央区備後町2丁目2番1号
受託者 株式会社大和銀行

約款付表

. 信託報酬率

約款第25条第2項の別に定める率は下記のとおりとします。

約款第25条第2項で定める基準価額の年換算收益率 信託報酬率

0.287%未満0.20%以上のとき	…年10,000分の12.302
0.20%未満0.10%以上のとき	…年10,000分の6.111
0.10%未満のとき	…年10,000分の1.008以内

. 換金時手数料

約款第36条第4項第2号に定める平成13年4月20日以降に取得した受益権の一部解約時に適用する別に定める手数料額は、下記のとおりとします。

平成13年4月20日以降平成14年3月20日以前に取得した受益権	平成14年4月22日以降に取得した受益権
株式会社SBI証券	1万口につき25円
上記以外の販売会社	同上